

業務委託契約書（案）

- 1 委託業務名 令和6年度医業未収金回収業務委託
- 2 履行期間 令和6年 月 日（契約締結日の翌日） から
令和7年3月31日 まで
- 3 業務委託料 回収金額に成功報酬の割合（ %）を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額
- 4 契約保証金 沖縄県病院事業局財務規程第133条第1項に基づき業務委託料（見積もった契約金額）の100分の10を徴する。ただし、同条第2項に該当すると認められるときはこれを免除する。

上記の業務について、委託者（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

（甲）委託者 沖縄県うるま市宮里281番地
沖縄県立中部病院
院長 玉城 和光 印

（乙）受託者 住所
商号又は名称
氏名 印

(総則)

第1条 甲及び乙は、本契約書及び別添医業未収金回収業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）に従うとともに、日本国の法令を遵守し、本契約（本契約書及び仕様書を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

(本業務の目的)

第2条 本業務は、民間事業者のノウハウ及び実績を活用し、円滑かつ効率的な債権回収を行うことにより、医業未収金縮減を図ることを目的とする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、頭書のとおりとする。

2 甲は、予算の範囲内により必要があるときは、履行期間を変更することができる。この場合、甲乙協議して書面により履行期間を定めるものとする。

(契約保証金)

第4条 乙は、契約保証金として、甲に対し、沖縄県病院事業局財務規程第133条第1項の規定に基づき業務委託料の100分の10以上の金額を支払うものとする。ただし、同条第2項に該当する場合はこれを免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合にはこの限りでない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した本契約の重たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

4 乙は、本契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるようとするときは、その10日前までに再委託承認申請書を甲に提出し、書面による事前承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項の規定に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(業務委託内容)

第7条 乙は、仕様書に基づき業務を実施するものとする。

(委託対象債権)

第8条 甲が乙に回収業務を委託する医業未収金は、仕様書に定めるとおりとする。

2 前項の規定により委託した医業未収金のうち、次に該当する未収金は甲乙協議の上対象債権から除外することができる。

- (1) 和解のない医業未収金について、乙が3か月間交渉・督促を行っていないもの
- (2) 前号以外で特別な事情によるもの

(業務の遂行)

第9条 乙は、本業務を善良なる管理者の注意をもって遂行する。

2 甲は、本業務委託に際し、瑕疵のない医業未収金情報を提供する。

3 甲は、本業務を乙に委託した後、委託対象債権に係る医業未収金を直接受領した場合は、直ちに乙にその旨を連絡する。この連絡の遅延及び不履行による一切の問題について、乙はその責めを負わない。

4 乙は、本業務の遂行に際し、本契約書及び仕様書に記載のない事項の処理が必要であると判断した場合には、その旨を甲に報告し、それらの事項についての依頼の有無、依頼する場合の条件等について、両者協議の上決定する。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、相手方によって開示された、又は本契約書の履行ないし本件業務の遂行過程で取得された相手方の固有の技術上、営業上その他の業務上の情報を秘密として扱うものとし、事前の書面による承諾なく、これらの情報を本契約の目的以外に使用し、又は第三者に開示してはならない。

2 乙は、その他本契約に基づき知り得た一切の個人情報を、第三者に開示・漏示してはならない。

3 前2項による規定は、本契約終了後も有効に存続する。

4 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(実施状況報告)

第11条 乙は、仕様書に明示された業務の実施後、月末までの業務実施状況を記載した報告書を翌月10日までに電子媒体により甲へ提出するものとする。ただし、適時に報告が必要とされるものについては都度報告するものとする。なお、報告書に記載する報告内容は、仕様書に記載のとおりとする。

(業務委託料の支払い)

第12条 業務委託料は、完全成功報酬とする。

2 乙は、毎月1日から末日までの未収金回収金額に基づき算定した業務委託料について、翌月15日までに業務委託料を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による適正な請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うも

のとする。

- 4 甲の責に帰すべき事由により乙への支払いが遅延した場合、乙は、その支払わない額に前項で指定した期間を経過した日から業務委託料の支払の日まで政府契約の支払遅延防止法（昭和24年法律第256号。以下、「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した利息を付した額を甲に請求できるものとする。

（契約の解除）

第14条 甲及び乙は、頭書に定める契約期間中であっても、相手方に対し書面による解除の通知を行うことができる。この場合、解除通知が相手方に到着した日を契約解除日とし、甲乙協議の上業務委託料の精算を行うものとする。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 契約に違反し、その違反により契約の目的が達成することができないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (3) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 3 乙は、前項の規定により契約が解除された場合において、業務委託料の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、既に履行が完了した分に相当する金額は、違約金の計算に参入しないものとする。

（不可抗力）

第15条 甲又は乙が本契約下において相手方に負う義務及び責任又はその遂行が天変地異、火災、戦争、騒動、法令の改廃、制定、公権力による命令処分、同盟罷業その

他の争議為、輸送機関等の事故等の不可抗力により制限又は阻害された場合、各当事者は相手方に対してその義務及び責任の一部又は全部を負わないものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 16 条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第 17 条 乙は、業務委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、前項の規定による帳簿等を本契約による業務の完了する日の属する年度終了後 5 年間保存しておかななければならない。

(管轄の合意)

第 18 条 本契約に関し、紛争が生じた場合、準拠法は日本法とし、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 19 条 本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈等について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の遂行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱業務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を遂行するために、甲から提供を受け、又は乙自ら収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等について、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

甲へ返還、又は引き渡した個人情報が記録された資料等について、乙が引き続き所有することがないよう、乙は、所有する電子媒体を含む資料について消去、廃棄を行うものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による業務を遂行するに当たり取り扱う個人情報の状況について、甲の求めがある場合は、随時調査報告するものとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに項に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 この契約による業務の遂行に当たり、個人情報の取扱により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）ために生じた経費は、乙が負担するものとする。